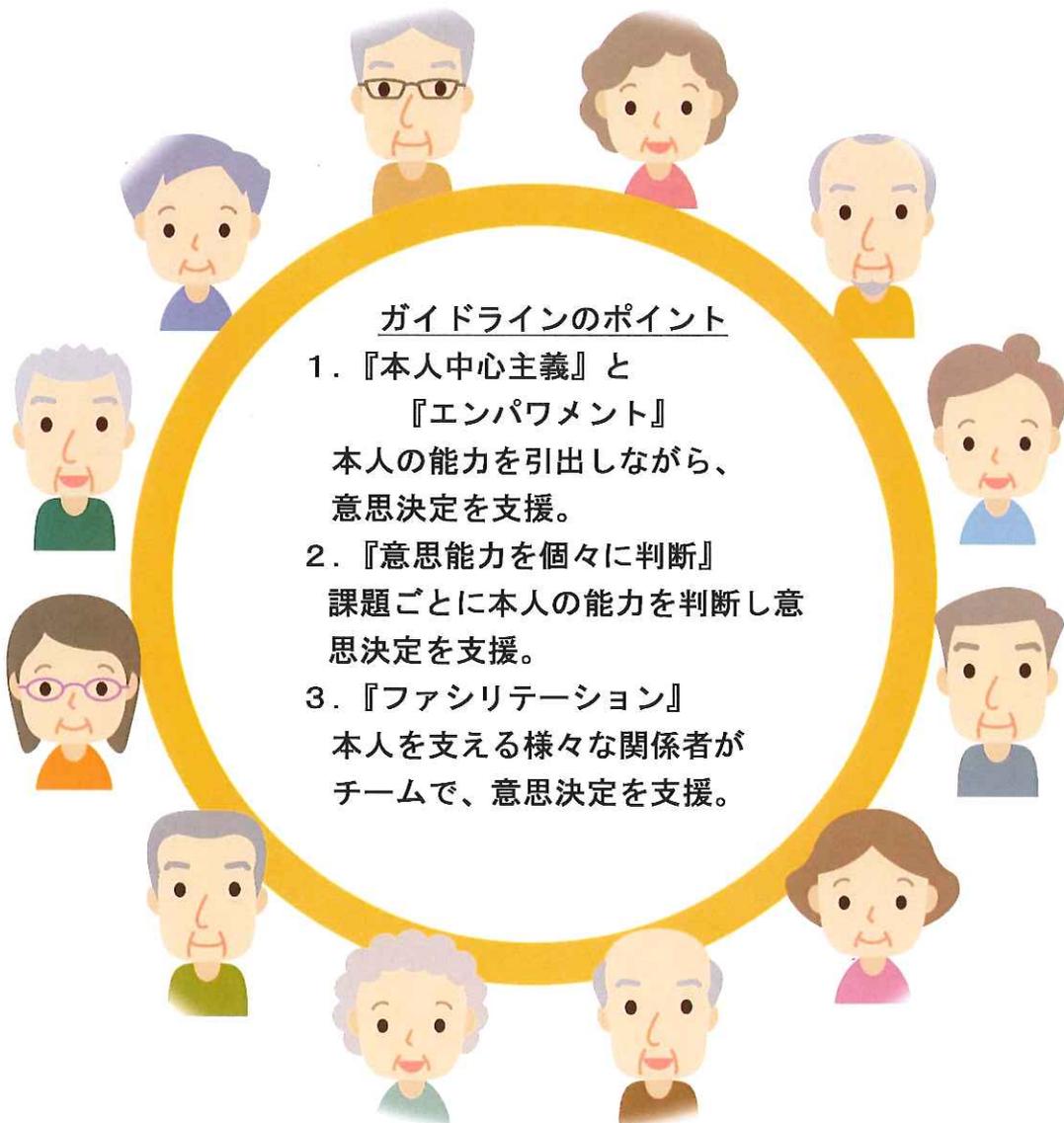


大阪意思決定支援研究会で

「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務

に関するガイドライン」を作成しました！！



『意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン』  
公開にあたって

平成 30 年 6 月

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部  
支部長 吉野 一 正

平成 29 年に施行された成年後見制度利用促進基本計画は、『①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善』『②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり』『③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和』を3つの重点項目としています。即ち今後、成年後見制度は、さらに本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点をも重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることが求められます。

新聞報道にもありましたように、この法律の成立を受ける形で、大阪家庭裁判所家事第4部（後見センター）において、後見等事件を担当する裁判官、家庭裁判所調査官、三士会（大阪司法書士会・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪弁護士会、公益社団法人大阪社会福祉士会）所属の専門職らにより、「大阪意思決定支援研究会」を、平成 29 年 5 月に結成しました。

研究会では、事例検討を通じて、本人の意思決定支援を踏まえた後見事務のあり方について、意見交換を行い、このたび「意思決定支援を踏まえた後見人等の事務に関するガイドライン」にまとめました。このガイドラインでは、成年後見制度を本人が本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思・心身の状態及び生活の状況等を踏まえた支援体制＝『チーム』を構築し、後見人等は、チームの一員として本人の意思決定の支援を継続して行うとしていこうというものです。

同研究会では、まずは大阪家庭裁判所管内の専門職後見人等にガイドラインの研修を行い、実践を広める予定です。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部といたしましても、このガイドラインの公開を機に、これまで以上に社会の要請・動向を注視し、成年後見制度が、ますます利用者がメリットを実感し、利用しやすい制度となるよう、大阪家庭裁判所や地方自治体をはじめとする関係各所に働きかけ、様々な専門職と連携して、制度・運用の改善に努めてまいります。